

令和8年1月15日

# 農業委員会総会会議録

柳井市農業委員会



## 会議に付議した事項

- 議案第142号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第143号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第144号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第145号 農用地利用集積等促進計画（集積）の作成について
- 議案第146号 農用地利用集積等促進計画（配分）案に対する意見について



それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきまして、平郡地区担当委員の意見を求めます。  
鈴木委員。

4番 鈴木君 整理番号1番につきましては、先日事務局と確認を行っております。  
宅地は既に取得しており農地については、この度取得するとのことで、  
農地が荒れずに耕作されるため、地元委員としてなんら問題ありません。  
ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 宮本君 整理番号1番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。  
(質疑なしの声あり)  
整理番号1番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第142号の整理番号1番につきまして、  
原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手  
をお願いいたします。  
(全員異議なく挙手)  
全員挙手と認めます。  
よって、議案第142号の整理番号1番につきましては、可決・承認  
と決めます。

議長 宮本君 続きまして、議案第143号を上程します。  
事務局から議案について説明をさせます。  
次長。

次長 中原君 議案第143号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、  
(5条-1) 調書に基づきましてご説明いたします。  
整理番号1番でございます。  
申請地は、●●字●●●●●●●●番 地目 田 面積1,130㎡  
です。  
利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。  
渡人は、耕作管理が困難なため、受人の要望により譲り渡すもので  
す。  
受人は、●●●で太陽光発電事業を営む法人で、申請地にパネル設置  
面積314.911㎡、発電出力49.50kwの太陽光発電設備を  
設置するものです。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●から北西に約1.  
3kmの距離にある●●●●●付近の農地です。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準  
は都市計画法の規定による用途地域が定められた区域内農地の第3種

農地であり、原則許可するもので、一般基準についても適当と考えます。

次長 中原君  
(5条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。  
申請地は、●●字●●●●●●●●番 地目 田 面積935㎡の内213.37㎡です。  
利用状況は休耕中で、権利の種類は使用貸借による権利の設定です。  
貸渡人は、借受人の要望により貸渡しするものです。  
借受人は整理番号1番と同じ法人で、整理番号1番の太陽光発電設備設置工事に伴う進入路として、許可後から2年間の予定で一時及び一部転用するものです。  
なお、期間終了後は原状回復する旨の誓約書も提出されております。  
申請地の位置は資料に示していますが、●●●から北西に約1.3kmの距離にある●●●●●付近の農地です。  
審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は都市計画法の規定による用途地域が定められた区域内農地の第3種農地であり、原則許可するもので、一般基準についても適当と考えます。

次長 中原君  
(5条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。  
申請地は、●●字●●●●●●●●番 地目 畑 面積263㎡です。  
利用状況は一部耕作中で、権利の種類は所有権の移転です。  
渡人は●●●●●に居住しており、耕作管理が困難なため、受人の要望により譲り渡すものです。  
受人は●●●●●で自営業を営む個人で、現在4棟の共同住宅を経営しており、申請地に共同住宅を建築し、事業の規模拡大を図るものです。  
申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●から北東に約1.6kmの距離にある●●●●●沿いの農地です。  
審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は都市計画法の規定による用途地域が定められた区域内農地の第3種農地であり、原則許可するもので、一般基準についても適当と考えます。

次長 中原君  
(5条-4)

続きまして、整理番号4番でございます。  
申請地は、●●字●●●●●●●●番 地目 田 面積3,209㎡です。  
利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。  
渡人は●●●●●に居住しており、耕作管理が困難なため、受人の要望により譲り渡すものです。

受人は●●●で不動産業を営む法人で、申請地に建売住宅10棟を建築するものです。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●から北西に約200mの距離にある●●●●●沿いの農地です。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は特定施設の●●●●●●●から300m以内の第3種農地であり、原則許可するもので、一般基準についても適当と考えます。

なお、面積が3,000㎡を超えるため、今年28日開催予定の山口県農業会議常設審議委員会の意見聴取対象となります。また、面積が1,000㎡を超えるため、市の開発行為の許可も必要になり、これらのすべてが承認された場合に転用許可をする案件になります。

次長 中原君  
(5条-5)

続きまして、整理番号5番でございます。

申請地は、●●字●●●●●●●●●●番 地目 田 面積637㎡外1筆 合計 田 641.80㎡です。

申請地は、渡人より令和6年8月5日付けで畑地造成の届出を受理しており、本件の権利の種類は所有権の移転です。

渡人は相続により申請地を譲り受けましたが、耕作管理が困難なため、受人の要望により譲り渡すものです。

受人は、現在●●●で親と同居しており、本年子供が生まれるため、申請地に自己用住宅を建築するものです。

一般住宅の敷地面積の基準は概ね500㎡で、本件の面積は641.80㎡と基準を上回っておりますが、一部転用した場合、残りの農地の利用価値が非常に低くなることを考慮し、適当と判断するものです。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●から南東に約1kmの距離にある●●●●●沿いの農地です。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は概ね10ha未満の小集団の第2種農地と判断され、周辺に転用目的のための土地が他になく、一般基準についても適当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番から3番につきまして、柳井大畠地区担当委員の意見を求めます。

菅岡委員。

5番 菅岡君

整理番号1番から3番につきましては、1月5日に事務局と現地確認をしております。1番の太陽光につきまして、図面にあるとおり、令和6年11月15日に許可をした太陽光発電の敷地を増やすために、

付近に設置するとのことですが、周りに農地が残りますが、周辺に説明済みで、排水につきましても既存の排水路を利用することによって問題ないと思います。2番につきましても、転用のための一時転用の進入路で問題ないと考えます。3番については、以前転用許可をした農地に隣接しており、周辺に農地がなく、特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 宮本君 続いて、整理番号4番につきまして、新庄余田地区担当委員の意見を求めます。  
原田委員。

10番 原田君 整理番号4番につきましては、1月5日に事務局と現地確認を行っております。周辺に農地が少なく、問題ないと思われまます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 宮本君 続いて、整理番号5番につきまして、伊保庄阿月地区担当委員の意見を求めます。  
齋藤会長職務代理。

職代 齋藤君 整理番号5番につきましては、12月26日に事務局と現地確認を行いました。周辺の農地に影響がなく、雨水、生活排水についても既存の排水路を利用するため、問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 宮本君 それでは整理番号1番から5番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。  
(質疑なしの声あり)  
整理番号1番から5番につきましては、質疑なしと認めまます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第143号の整理番号1番から5番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。  
(全員異議なく挙手)  
全員挙手と認めまます。

よって、議案第143号の整理番号1番から5番につきましては、可決・承認と決まします。

議長 宮本君 続きまして議案第144号を上程しまます。  
農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されまますので、齋藤会長職務代理は議事に参与しないこととしまます。

それでは、事務局から議案について説明をさせます。  
次長。

次長 中原君

議案第144号 農用地利用集積等促進計画について、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（農地売買等事業・一括方式）【素案】をご覧ください。

公益財団法人やまぐち農林振興公社を通じて農地法第3条の所有権移転を行う場合、通常はまず売り主から公社の買い取りによる所有権移転の手続きを行い、次に公社から買い主への所有権移転の手続きを行う2段階方式ですが、本件は中間管理事業の推進に関する法律第18条の3項により、一連の計画を公社が作成し、手続きを1回で済ませるものです。

申請地は、圃場整備事業に伴う従前地売買を行うもので、3筆 合計 田 4, 791㎡です。

買い主の●●●●●●●●につまましては、農地面積約20ha、農業従事者4人、労働日数1人あたり年間約280日×4人の1, 120日で、令和6年1月17日に認定農業者の認定を受けております。また、売上げの半分以上が農業収入であることや農業関係者の議決権が過半であることなど、農地所有適格法人に必要な要件も満たしております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

質疑はございませんでしょうか。

（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、議案第144号につまましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第144号につまましては、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

つままして、議案第145号を上程します。

事務局から議案について説明をさせます。

次長。

- 次長 中原君 議案第145号 農用地利用集積等促進計画（集積）の作成について、ご説明いたします。  
農用地利用集積等促進計画（集積）一覧表（農地中間管理事業）をご覧ください。  
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、市長より令和7年12月25日付けで、農業委員会にこの集積等促進計画の決定を求められています。  
計画は9件16筆 地目 田 合計面積39,172㎡です。  
貸人、借人及び公益財団法人やまぐち農林振興公社の3者契約による2段階方式での契約で、本件は1段階目の契約です。  
以上で、事務局からの説明を終わります。
- 議長 宮本君 以上で、補足説明を終わります。  
それでは、ご審議をお願いいたします。  
質疑はございませんでしょうか。  
（質疑なしの声あり）  
質疑なしと認めます。
- 議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第145号につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。  
（全員異議なく挙手）  
全員挙手と認めます。  
よって、議案第145号につきましては、可決・承認と決めます。
- 議長 宮本君 続きまして議案第146号を上程します。  
農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されますので、私と齋藤会長職務代理者と山重委員は議事に参与しないこととします。  
私と齋藤会長職務代理者が議事に参与できませんので、議長の任を中元委員にお願いします。
- 3番 中元君 それでは、議長を務めさせていただきます。  
事務局から議案について説明をさせます。  
次長
- 次長 中原君 議案第146号 農用地利用集積等促進計画（配分）案に対する意見について、ご説明いたします。  
農用地利用集積等促進計画（配分）一覧表（案）をご覧ください。  
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）

第19条第3項の規定に基づき、市長より令和7年12月25日付けで、農業委員会にこの農用地利用集積等促進計画（配分）案の決定を求められています。計画案は、公益財団法人やまぐち農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものです。

中間管理権を設定する農地を受け手に貸し付ける計画で、本計画案の決定後に県知事が認可し、広告することにより受け手に農地が貸し付けられます。

貸人、借人及び公益財団法人やまぐち農林振興公社の3者契約による2段階方式での契約で、本件は2段階目の契約です。

以上で、事務局からの説明を終わります。

- 3番 中元君 以上で、補足説明を終わります。  
それでは、ご審議をお願いいたします。  
質疑はございませんでしょうか。  
(下土井委員が挙手)  
それでは下土井委員。
- 6番 下土井君 配分案の中に本人が本人に貸している件があります。10年ほど前に圃場整備の関係でそういった件がありましたが、今回はどういった件でしょうか。
- 主任 相本君 元々、●●●●が●●●●と契約しておりましたが、この年度末で●●●●が解散するため、改めて本人と契約することになります。
- 6番 下土井君 ●●●●に貸していた農地が本人に戻るという認識でよろしいでしょうか。
- 主任 相本君 そのとおりでございます。
- 3番 中元君 それでは、質疑を終了し、議案第146号につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。(全員異議なく挙手)  
全員挙手と認めます。  
よって、議案第146号につきましては、可決・承認と決めます。
- 3番 中元君 それでは、議長の任を宮本会長にお返しします。
- 議長 宮本君 以上をもちまして総会は閉会とします。  
(閉会 午前10時07分)